

(案)

令和 2 年 11 月 13 日

長野市社会福祉審議会
委員長 寺田 裕明 様

長野市社会福祉審議会
老人福祉専門分科会
会 長 山岸 明浩

老人憩の家の利用者負担の見直しについて（報告）

令和元年 5 月 27 日付け、調査・審議を付託されましたこのことについて、本分科会で慎重審議した結果、次のとおり決定しましたので報告します。

記

- 1 老人憩の家の利用者負担の見直しについては、資料 1 - 1 のとおりです。

(案)

老人福祉専門分科会・社会福祉審議会

R 2. 11. 13

当日資料 1-1

老人憩の家の利用者負担の見直しについて

本審議会は、老人憩の家の一般利用料金について、前回の答申時（平成28年度）において、「行政サービスの利用者の負担に関する基準」によるコストに係る利用者負担は225円でありましたが、激変緩和を考慮し、200円とすることを答申しました。

この答申では、附帯意見として「改定後の利用状況を検証し、見直しの妥当性を確認した上で3年後に改めて利用者負担の見直しの検討を行うこと。」としていたため、これに基づき、令和元年5月27日に長野市長から老人憩の家の利用者負担の見直しについて本審議会に諮問されたところです。

平成29年度の利用料金改定後の老人憩の家の利用状況は、減少傾向にあります。利用料金改定の影響は、少ないものと考えられます。

また、この度、基準に基づき算出したコストに係る利用者負担は、消費税増税等によるコスト上昇の影響を受け271円となっており、利用料金との差が広がっている状況です。

本審議会は、利用者は受益者として応分の負担をすることが適当であり、サービスの維持・向上を図るためにも、適正な料金を負担する必要があることから、利用者負担の上昇を緩和することも踏まえて、下記のとおり答申します。

記

老人憩の家の利用者負担の見直しを行い、利用料金を1回250円とする。

(附帯意見)

- ・改定後の利用状況を検証し、見直しの妥当性を確認した上で3年後に改めて利用者負担の見直しの検討を行うこと
- ・3年後の見直しの際は、現在無料となっている障害者及びその介助者の利用料金について、障害者等の意見を十分に聴取した上で、有料化も含めた検討を行うこと